

○文部科学省令第二十一号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百五十八号）の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年八月二十八日

文部科学大臣臨時代理

国务大臣 中根 順子

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定

を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号及び第三項に掲げる事項に係る学則の変更とする。 〔②・③〕〔略〕 第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。 一 四の二 〔略〕 五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）又は専攻科（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程（学校教育法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。以下同じ。）における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者	第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第八十七条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。 〔②・③〕〔同上〕 第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第二百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。 一 四の二 〔同上〕 五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六〇八 「略」

2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇三 「略」

四 専修学校の特定専門課程を修了した者（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の特定専門課程を修了した者に限る。）

五〇八 「略」

第七十七条 学校教育法第十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇三 「略」

四 専修学校の特定専門課程を修了した者

五〇八 「略」

第八十一条 専修学校の生徒及び学生の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第八十三条 学校教育法第二十五条第三項に規定する専修

六〇八 「同上」

2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇三 「同上」

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三十二条の規定により大学に編入することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）

五〇八 「同上」

第七十七条 学校教育法第十九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一〇三 「同上」

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第三十二条の規定により大学に編入することができるもの

五〇八 「同上」

第八十一条 専修学校の生徒の入学、退学、休学等については、校長が定める。

第八十三条 学校教育法第二十五条第三項に規定する専修

学校の専門課程の入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は第百五十条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第六号中「大学において、大学」とあるのは「専修学校において、専修学校」と、同条第七号中「大学」とあるのは「専修学校」とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科（高等課程及び一般課程の学科に限る。）のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 「略」

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認める

学校の専門課程の入学に關し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第九十条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第百五十条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者
二 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたものの

三 専修学校において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 「同上」

「項を加える。」

ときは、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における学生の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うことができる。

第百八十三条の三 校長は、生徒及び学生の専修学校の全課程の修了を認めるに当たっては、次の各号に掲げる学科（専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科をいい、同令第四条第一項第三号に規定する通信制の学科を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者について行わなければならない。

一 高等課程又は一般課程の学科（次号に掲げるものを除く。）

専修学校設置基準第十七条に規定する要件

二 前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない高等課程又は一般課程の学科

専修学校設置基準第二十七条に規定する要件

三 専門課程の学科

専修学校設置基準第二十八条の三に規定する要件

2 校長は、専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科において、生徒及び学生の全課程の修了を認めるに当たっては、同令第三十七条に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条 学校教育法第百二十五条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

第百八十三条の三 前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たっては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第三十七条）に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 修業年限が二年以上であること。

二 課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。

「項を削る。」

第百八十六条の二 学校教育法第二百二十五条の二第二項の

規定により、専修学校の専攻科への入学に関し専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

二 専門職大学の前期課程を修了した者

三 短期大学を卒業した者

二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項

の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

2

前項の基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

「条を加える。」

四 高等専門学校を卒業した者

五 外国において、学校教育における十四年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十四年の課程を修了した者

七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十四年の課程を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八 その他専修学校の専攻科において、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第百八十六条の三 第百五十五条第一項第五号の規定による文部科学大臣の指定を受けた専修学校の専門課程又は専攻科を修了した者は、高度専門士と称することができる。

第百八十六条の四 専修学校の特定専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の特定専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学する

「条を加える。」

「条を加える。」

ことができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百八十六条の五 専門課程を置く専修学校は、学校教育法第百三十二条の二第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第百八十七条 「略」

2 専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。
一・二 「略」

第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の専攻科又は分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条 第五条第一項の規定は専修学校の学則の変更について、同条第二項の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の専攻科の設置の届出及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第

「条を加える。」

第百八十七条 「同上」

2 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。
一・二 「同上」

第百八十八条 第十五条の規定は、専修学校の廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の廃止を含む。）の認可の申請、専修学校の分校の廃止の届出及び専修学校の学科の廃止に係る学則の変更の届出について準用する。

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十八条、第六十条及び第六十六条から第六十八条までの

二十五条から第二十八条まで、第五十八条及び第六十条の規定は専修学校について、第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）について、第六十六条の二及び第六十四条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項各号、第二項各号及び第三項」とあるのは「前条第一項各号並びに第八十七条第二項第一号及び第二号」と、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第六十三条の二中「科目等履修生」とあるのは「専修学校設置基準第十五条第二項の規定により授業科目を履修する者」と、第六十四条第一項中「第二百五条」とあるのは「第三百三十三条第一項において準用する同法第二百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規

規定は専修学校について、第六十三条の二及び第六十六条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ準用する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第六十三条の二中「授業科目」とあるのは「授業科目を履修し、又は当該授業科目」と、第六十四条第一項中「第二百五条」とあるのは「第三百三十三条第一項において準用する同法第二百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第二百二十五条第三項に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設

定により大学に入学することができる者」とあるのは「第二百二十五条第三項に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は第八十三条に定めるところよりこれと同等以上の学力があると認められた者」と、同条第四項中「大学設置基準、大学通信教育設置基準、専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準及び専門職短期大学設置基準」とあるのは「専修学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項」とあるのは「専修学校設置基準第十五条第三項」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第三百三十三条第一項において準用する同法第二百五条」と読み替えるものとする。

置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無」とあるのは「専修学校設置基準第十九条の規定による授業時数の単位数への換算又は同令第二十二条の規定による単位の授与の有無」と、同条第六項中「第二百五条」とあるのは「第三百三十三条第一項において準用する同法第二百五条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専修学校設置基準の一部改正）

第二条 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章 「略」 第三章 教育課程等 第一節 「略」 第二節 高等課程及び一般課程の教育課程等（第十六条―第二十八条） 第三節 専門課程の教育課程等（第二十八条の二―第二十八条の五） 第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条） 第四章・第五章 「略」	目次 第一章・第二章 「同上」 第三章 教育課程等 第一節 「同上」 第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第十条―第十九条） 第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等（第二十条―第二十八条） 第四節 通信制の学科の教育課程等（第二十九条―第三十八条） 第四章・第五章 「同上」

附則

第四条 前条第一項の規定により基本組織に置かれる学科は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一 昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）

二 夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）

三 通信による教育を行う学科（以下「通信制の学科」という。）

2 通信制の学科は、昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織において、当該昼間学科又は夜間等学科と同一の専攻分野であつて、通信による教育によつて十分な教育効果が得られるものについて置くことができる。

第五条 削除

（同時に授業を行う生徒等）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に

附則

第四条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

（通信制の学科の設置）

第五条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。）以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

（同時に授業を行う生徒）

第六条 専修学校において、一の授業科目について同時に

授業を行う生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができる。

（単位時間）

第九条 専修学校の高等課程及び一般課程の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

2 前項の規定は、専修学校の専門課程の通信制の学科における第二十九条に規定する対面授業について準用する。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条 「略」

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の定めるところにより他の専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 「略」

授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

（単位時間）

第九条 専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

「項を加える。」

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条 「同上」

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条 「同上」

2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第二項の規定により当該専門課程において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門課程の全課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っているものと認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十二条 「略」

2 前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第十二条 「同上」

2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当

高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項及び前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に専修学校の専門課程において履修した授業科目について修得した単位（第十五条第二項及び第三項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専修学校に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に学生が留学する場合について準用する。

5 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する学修を、当該専門課程に入学した後の当該専門課程における授業科目の履修とみなし、当該専修学校の定めるところにより単

該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行った授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

「項を加える。」

位を与えることができる。

6 前三項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において修得した単位以外のものについては、第十条第二項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により与えることができる単位数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総単位数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）

第十三条 「略」

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

3 専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。

（科目等履修生等）

第十五条 専修学校の高等課程及び一般課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。

「項を加える。」

（授業の方法）

第十三条 「同上」

2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。

「項を加える。」

（科目等履修生等）

第十五条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

「項を加える。」

3|| 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の学生以外の者で、学校教育法第三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修する者に対し、単位を与えることができる。

第二節 高等課程及び一般課程の教育課程等

(高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 高等課程及び一般課程の昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(高等課程及び一般課程の昼間学科及び夜間等学科の全課程の修了要件)

第十七条 高等課程及び一般課程の昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 高等課程及び一般課程の夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

2|| 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第二節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第十六条 昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあっては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

第十八条 専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するとき
は、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 削除

第十八条 専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するとき、三十五単位時間をもつて一単位とする。

第十九条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授

「節名を削る。」

（学年による教育課程の区分を設けない昼間学科及び夜間等学科の授業時数及び単位数）

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科（学校教育法施行規則第百八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けないものをいう。以下同じ。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、八百単位時間以上であり、かつ、二十三単位以上とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数及び単位数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、十三単位以上とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

（多様な授業科目の開設等）

業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第三節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第二十条 第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第百八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 二十三単位

二 専門課程 三十単位

2 第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位

二 専門課程 十七単位

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 学年による教育課程の区分を設けない学科においては、一の授業科目を履修した生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 学年による教育課程の区分を設けない学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

「項を削る。」

第二十一条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第二十二条 単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第二十三条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学

修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十四条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数につい

（履修科目の登録の上限）

第二十四条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に

「項を削る。」

て、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該学年による教育課程の区分を設けない学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校における授業科目を履修する者）

第二十六条 学年による教育課程の区分を設けない学科を置く専修学校においては、第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者その他の生徒以外の者に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（学年による教育課程の区分を設けない学科における全課程の修了要件）

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等）

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（単位制による学科における全課程の修了要件）

第二十七条 第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けない学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）以上を修得することとする。

「号を削る。」

「号を削る。」

（学年による教育課程の区分を設けない学科に係る読替え）

第二十八条 学年による教育課程の区分を設けない学科に係る第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」

「高等課程又は一般課程 二十三単位に当該昼間学科

の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

二 専門課程 三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数

2 第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。

一 高等課程又は一般課程 十三単位に当該夜間等学科

の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

二 専門課程 十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

（単位制による学科に係る読替え）

第二十八条 単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「

とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第一項の規定により当該高等課程における履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したもの」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

第三節 専門課程の教育課程等

（専門課程の単位数）

第二十八条の二 専門課程の学科（通信制の学科を除く。以下この節において同じ。）の単位数は、当該学科の修業年限の年数にわたり、三十一単位数以上とする。

（専門課程の学科における全課程の修了要件）

第二十八条の三 専修学校の専門課程の昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、三十一単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数以上を修得することとする。

2 専修学校の専門課程の夜間等学科における全課程の修了の

前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

「節を加える。」

要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十一単位を下回る場合にあっては、三十一単位）以上を修得することとする。

（各授業科目の単位数）

第二十八条の四 専修学校の専門課程の学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を

考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3| 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第二十八条の五 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、専門課程の学科を置く専修学校に、第二十二条の規定は専修学校の専門課程の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第二項」と、「履修する者」とあるのは「履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者」と読み替えるものとする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間（専門課程の通信制の学科にあつては、修業年限の年数にわたり百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位時間）以上とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第二十九条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二
条の規定は専修学校の通信制の学科に、第二十三条の規
定は専修学校の高等課程又は一般課程の通信制の学科に
、第二十八条の四の規定は専修学校の専門課程の通信制
の学科に準用する。この場合において、第二十二条及び
第二十六条中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条
第一項又は第二項」と、「履修する者」とあるのは「履
修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する
者」と読み替えるものとする。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業
の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条
において準用する第二十三条第二項及び第二十八条の四
第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区
分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算す
るものとする。

一・二 「略」

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授
業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合にお
いては、その組合せに応じ、第三十四条において準用す
る第二十三条第二項及び第二十八条の四第二項並びに前
条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第三十四条 第二十一条及び第二十四条から第二十六条ま
での規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二
条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第三十五条 通信制の学科における印刷教材等による授業
の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条
において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定に
にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該
各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一・二 「同上」

第三十六条 一の授業科目について、印刷教材等による授
業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合にお
いては、その組合せに応じ、第三十四条において準用す
る第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基
準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとす

定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 「略」

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十一単位を下回る場合にあつては、三十一

単位)

二 「略」

(高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 高等課程及び一般課程の通信制の学科に係る第三十條第一項、第十一條第一項及び第二項、第十二條第一項並びに第十三條第二項の規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十條第一項の規定中「における授業科目の履修を」とあるのは「において履修した授業科目について修得した単位を」と、「履修と」とあるのは「履修により修得したものと」と、第十一條第一項及び第十二條第一項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一條第二項の規定中「前項の規定により当該高等課程における授業科目の履修と

る。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第三十七条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ 「同上」

ロ 専門課程 十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位

)

二 「同上」

(通信制の学科に係る読替え)

第三十八条 通信制の学科に係る第十條から第十三條までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十條、第十一條第一項及び第三十條並びに第十二條第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一條第二項及び第十二條第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一條第四項及び第十二條第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項によ

みなす」とあるのは「第三十八条の規定により読み替えて適用する前項の規定により与える」と、「前条第一項の規定により当該高等課程における授業科目の履修」とあるのは「同条の規定により読み替えて適用する前条第一項の規定により当該高等課程において修得したもの」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とし、第十二条第二項の規定は、適用しない。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）
第三十九条 「略」

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第三項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならぬ。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 5 「略」

（組織的な研修等）

第四十条の二 専門課程を置く専修学校は、当該専修学校の教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その

り与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）
第三十九条 「同上」

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならぬ。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 5 「同上」

「条を加える。」

教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2| 専門課程を置く専修学校は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限（専修学校の専門課程及び専攻科を修了した場合にあつては、これらの修業年限を合算したもの。次条第二号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 六 「略」

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 六 「同上」

第四十二条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 「略」 二 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者 三 五 「略」	(校舎等) 第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒等の数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。 2・3 「略」 (昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積) 第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 一 「略」 二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二
一 「同上」 二 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者 三 五 「同上」	(校舎等) 第四十六条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。 2・3 「同上」 (昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積) 第四十七条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 一 「同上」 二 一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二

以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ 「略」

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 「略」

一 「略」

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ 「略」

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒等の数又は課程に応

以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ 「同上」

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第四十八条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

2 「同上」

一 「同上」

二 一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ 「同上」

(設備)

第四十九条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、

じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

附 則

1 「略」

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。

3・4 「略」

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数

必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

附 則

1 「同上」

2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第三十九条第二項ただし書に規定する基幹教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の基幹教員の数を二人とすることができる。

3・4 「同上」

別表第一 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数

高等課程又は専門課程			
工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3	3 + $\frac{\text{総定員} - 80}{40}$
商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	八十人まで	3	3 + $\frac{\text{総定員} - 80}{40}$
	二百一人から六百人以上	6 + $\frac{\text{総定員} - 200}{50}$	6 + $\frac{\text{総定員} - 200}{50}$
	六百一人以上	14 + $\frac{\text{総定員} - 600}{60}$	14 + $\frac{\text{総定員} - 600}{60}$
	四百一人以上	10 + $\frac{\text{総定員} - 400}{60}$	10 + $\frac{\text{総定員} - 400}{60}$

高等課程又は専門課程			
工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3	3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{40}$
商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	八十人まで	3	3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{40}$
	二百一人から六百人以上	6 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{50}$	6 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{50}$
	六百一人以上	14 + $\frac{\text{生徒総定員} - 600}{60}$	14 + $\frac{\text{生徒総定員} - 600}{60}$
	四百一人以上	10 + $\frac{\text{生徒総定員} - 400}{60}$	10 + $\frac{\text{生徒総定員} - 400}{60}$

一般課		
工業関係、 農業関係、 医療関係、 衛生関係、 教育・社会 福祉関係、 商業実務関 係、服飾・ 家政関係又 は文化・教 養関係	八十人まで 八十一人か ら二百人ま で 二百一人以 上	3 3 + $\frac{\text{総員} - 80}{40}$ 6 + $\frac{\text{総員} - 200}{60}$

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
- イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、

一般課		
工業関係、 農業関係、 医療関係、 衛生関係、 教育・社会 福祉関係、 商業実務関 係、服飾・ 家政関係又 は文化・教 養関係	八十人まで 八十一人か ら二百人ま で 二百一人以 上	3 3 + $\frac{\text{総員} - 80}{40}$ 6 + $\frac{\text{総員} - 200}{60}$

備考

- 一 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
- イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、

当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ「略」

ロ 科目等履修生等（第十五条第一項又は第二項の規定により授業科目を履修する者及び同条第三項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒及び学生以外の者をいう。以下同じ。）を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの <u>総定員</u> の	面積（平方メートル）
-------	-------------	--------------------------	------------

当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の生徒総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ「同上」

ロ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ 基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの <u>生徒総定員</u> の	面積（平方メートル）
-------	-------------	----------------------------	------------

備考 一	この表の算式中 <u>総定員</u> とあるのは、学科の属する	高等課程又は専門課程			区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260	
備考 一	この表の算式中 <u>生徒総定員</u> とあるのは、学科の属する	高等課程又は専門課程			員の区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260	
備考 一	この表の算式中 <u>総定員</u> とあるのは、学科の属する	一般課程			区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130	
備考 一	この表の算式中 <u>生徒総定員</u> とあるのは、学科の属する	一般課程			員の区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130	
備考 一	この表の算式中 <u>総定員</u> とあるのは、学科の属する	高等課程又は専門課程			区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260	
備考 一	この表の算式中 <u>生徒総定員</u> とあるのは、学科の属する	高等課程又は専門課程			員の区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	260	
備考 一	この表の算式中 <u>総定員</u> とあるのは、学科の属する	一般課程			区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130	
備考 一	この表の算式中 <u>生徒総定員</u> とあるのは、学科の属する	一般課程			員の区分
		工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	130	

分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 「略」

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの <u>総定員</u> の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は	工業関係、農業関係、	四十人まで	180

する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 「同上」

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の生徒総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの <u>生徒総定員</u> の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は	工業関係、農業関係、	四十人まで	180

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）	専門課程			一般課程		
	医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	養育関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	養育関係
	四十一人以上	四十人まで	四十人まで	四十一人以上	四十人まで	四十人まで
	180 + 3.0 × (総定員 - 40)	140	140 + 2.5 × (総定員 - 40)	110	110 + 2.5 × (総定員 - 40)	100 + 2.3 × (総定員 - 40)

別表第三 通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）	専門課程			一般課程		
	医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	養育関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	養育関係
	四十一人以上	四十人まで	四十人まで	四十一人以上	四十人まで	四十人まで
	180 + 3.0 × (生徒総定員 - 40)	140	140 + 2.5 × (生徒総定員 - 40)	110	110 + 2.5 × (生徒総定員 - 40)	100 + 2.3 × (生徒総定員 - 40)

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3 3 + $\frac{\text{総定員} - 80}{60}$
	は文化・教育関係	八十一人から二百人まで	3 + $\frac{\text{総定員} - 80}{60}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	八十人まで	3
		千七百一人以上	23 + $\frac{\text{総定員} - 1700}{105}$
		八百一人から千七百一人まで	13 + $\frac{\text{総定員} - 800}{90}$
		二百一人から八百人まで	5 + $\frac{\text{総定員} - 200}{75}$
		で	

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	3 3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
	は文化・教育関係	八十一人から二百人まで	3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	八十人まで	3
		千七百一人以上	23 + $\frac{\text{生徒総定員} - 1700}{105}$
		八百一人から千七百一人まで	13 + $\frac{\text{生徒総定員} - 800}{90}$
		二百一人から八百人まで	5 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$
		で	

備考	程 一般課	
	工業関係、 農業関係、 医療関係、 衛生関係、 教育・社会 福祉関係、 商業実務関 係、服飾・ 家政関係又 は文化・教 養関係	
	八百人まで 八十一人か ら二百人ま で 二百一人か ら千百人ま で 千百一人以 上	二百一人か ら六百五十 人まで 六百五十一 人から千三 百七十人ま で 千三百七十 一人以上
	3 3 + $\frac{\text{総定員} - 80}{60}$ 5 + $\frac{\text{総定員} - 200}{90}$ 15 + $\frac{\text{総定員} - 1100}{105}$	5 + $\frac{\text{総定員} - 200}{75}$ 11 + $\frac{\text{総定員} - 650}{90}$ 19 + $\frac{\text{総定員} - 1370}{105}$

備考	程 一般課	
	工業関係、 農業関係、 医療関係、 衛生関係、 教育・社会 福祉関係、 商業実務関 係、服飾・ 家政関係又 は文化・教 養関係	
	八百人まで 八十一人か ら二百人ま で 二百一人か ら千百人ま で 千百一人以 上	二百一人か ら六百五十 人まで 六百五十一 人から千三 百七十人ま で 千三百七十 一人以上
	3 3 + $\frac{\text{生徒総定員} - 80}{60}$ 5 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{90}$ 15 + $\frac{\text{生徒総定員} - 1100}{105}$	5 + $\frac{\text{生徒総定員} - 200}{75}$ 11 + $\frac{\text{生徒総定員} - 650}{90}$ 19 + $\frac{\text{生徒総定員} - 1370}{105}$

別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八 条関係）				別表第四 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八 条関係）			
課程の	通信制の学	通信制の学	面積（平方メートル	イ 基準校舎面積の表	イ 基準校舎面積の表	通信制の学	面積（平方メートル
一 この表の算式中<u>総定員</u>とあるのは、学科の属する分野ごとの<u>総定員</u>をいう。 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。 イ 「略」 ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の<u>総定員</u>が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。 イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの<u>総定員</u>を超えて相当数受け入れる場合 ロ 「略」				一 この表の算式中<u>生徒総定員</u>とあるのは、学科の属する分野ごとの<u>生徒総定員</u>をいう。 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。 イ 「同上」 ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の<u>生徒総定員</u>が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。 イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの<u>生徒総定員</u>を超えて相当数受け入れる場合 ロ 「同上」			

区分	高等課程又は専門課程	一般課程
科の属する分野の区分	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係
科の属する分野ごとの総定員の区分	八十人まで 八十一人以上	八十人まで 八十一人以上
)	260 260 + 1.8 × (総定員 - 80)	130 130 + 1.5 × (総定員 - 80)
養関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係
上	八十人まで 八十一人以上	八十人まで 八十一人以上
養関係	200 200 + 1.5 × (総定員 - 80)	130 130 + 1.4 × (総定員 - 80)

区分	高等課程又は専門課程	一般課程
科の属する分野の区分	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係
科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	八十人まで 八十一人以上	八十人まで 八十一人以上
)	260 260 + 1.8 × (生徒総定員 - 80)	130 130 + 1.5 × (生徒総定員 - 80)
養関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係
上	八十人まで 八十一人以上	八十人まで 八十一人以上
養関係	200 200 + 1.5 × (生徒総定員 - 80)	130 130 + 1.4 × (生徒総定員 - 80)

				備考	
課程の	通信制の学	通信制の学	面積（平方メートル	一 この表の算式中 <u>総定員</u> とあるのは、学科の属する分野ごとの <u>総定員</u> をいう。（ロの表において同じ。）	
				二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。	
				イ 「略」	
				ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の <u>総定員</u> が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数	
ロ 加算校舎面積の表	イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの <u>総定員</u> を超えて相当数受け入れる場合	ロ 「略」	三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）		

				備考	
課程の	通信制の学	通信制の学	面積（平方メートル	一 この表の算式中 <u>生徒総定員</u> とあるのは、学科の属する分野ごとの <u>生徒総定員</u> をいう。（ロの表において同じ。）	
				二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。	
				イ 「同上」	
				ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の <u>生徒総定員</u> が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数	
ロ 加算校舎面積の表	イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの <u>生徒総定員</u> を超えて相当数受け入れる場合	ロ 「同上」	三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）		

区分	高等課程又は専門課程	一般課程
科の属する分野の区分 科の属する分野ごとの総定員の区分	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 八十人まで 180 + 1.8 × (総定員 - 80)	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 八十人まで 110 + 1.5 × (総定員 - 80)
養関係	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係 八十一人以上 140 + 1.5 × (総定員 - 80)	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教育関係 八十一人以上 100 + 1.4 × (総定員 - 80)

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（学校基本調査規則の一部改正）

第三条 学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（立入検査等） 第十二条 文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童、生徒及び学生の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。 2・3 「略」	（立入検査等） 第十二条 文部科学大臣は、学校基本調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときには、法第十五条第一項の規定により、学校基本調査に関する事務に従事する者（市町村の職員を除く。次項において「従事者」という。）に、第五条第一項各号に掲げる調査事項のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園の教員、職員、幼児、児童及び生徒の数並びに学級数に関する事項について立入検査等を行わせることができる。 2・3 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程、<u>専修学校の特定専門課程（同法第二百二十五条の二第一項に規定する特定専門課程をいう。第六十六条の七において同じ。）並びに専修学校の専攻科の課程とする。</u> 第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等	第二十六条 免許法別表第一備考第五号ロに規定する大学の課程に相当する課程は、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）、高等専門学校の課程（第四学年及び第五学年に係る課程に限る。）、高等専門学校の専攻科の課程<u>並びに専修学校の専門課程（同法第三百三十二条に規定するものに限る。）とする。</u> 第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等

学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
「略」	「略」	「略」
専修学校の特定専門課程	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇
専修学校の専攻科	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	五

学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
課程	免許状の種類	単位数
「同上」	「同上」	「同上」
専修学校の専門課程（学校教育法第百三十二条に規定するものに限る。）	中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	一〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
第七条の二 職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。				第七条の二 職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者が法第十四条第一項の認定に係る大学に編入学する場合における次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
独立行政 法人日本 学生支援 機構に関 する省令 （平成十 六年文部 科学省令 第二十三 号）	第二十一 条第二項 第一号	中学校、 高等学校 （旧盲学 校等の高 等部を含 む。）、 高等専門 学校、大 学、大学 院又は専	職業能力開発 短期大学校（ 職業能力開発 促進法（昭和 四十四年法律 第六十四号） 第十五条の七 第一項第二号 に規定する職 業能力開発短	独立行政 法人日本 学生支援 機構に関 する省令 （平成十 六年文部 科学省令 第二十三 号）	第二十一 条第二項 第一号	中学校、 高等学校 （旧盲学 校等の高 等部を含 む。）、 高等専門 学校、大 学、大学 院又は専	職業能力開発 短期大学校（ 職業能力開発 促進法（昭和 四十四年法律 第六十四号） 第十五条の七 第一項第二号 に規定する職 業能力開発短

備考
表中の「」の記載は注記である。

「略」											
「略」	「略」	「略」	「略」	第二十二 条第二項 第一号及 び第二十 三条第二 項第一号							
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	攻科	高等学校の 高等課程 、専門課程 若しくは専				修学校の 高等課程 、専門課程 若しくは専	
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	職業能力開発 短期大学校						期大学校をい う。以下同じ
「同上」											
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	第二十二 条第二項 第一号及 び第二十 三条第二 項第一号							
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	専門課程	高等学校の 高等課程 、専門課程 若しくは専				修学校の 高等課程 、専門課程 若しくは専	
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	職業能力開発 短期大学校						期大学校をい う。以下同じ

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

第六条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(認定のための選考) 第二十条 「略」 2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。 一 「略」 二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの イ 「略」 ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの	(認定のための選考) 第二十条 「同上」 2 前項の認定は、学資の貸与又は支給を受けようとする者が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。 一 「同上」 二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの イ 「同上」 ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 「略」

(2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第五号から第六号まで又は同令第八十三号の規定により読み替えて適用する同令第一百五十五条第六号に該当する者

ハ 「略」

三〇五 「略」

3 「略」

（選考の基準及び方法）

第二十一条 第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「略」

二 大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高専課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業生（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法

(1) 「同上」

(2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者

ハ 「同上」

三〇五 「同上」

3 「同上」

（選考の基準及び方法）

第二十一条 第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「同上」

二 大学（これに相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）を除く。次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は専修学校（これに相当する外国の学校を除く。以下同じ。）の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒、高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科を除く。）の学生又は専修学校の高専課程の生徒をいう。以下同じ。）若しくは高等学校等卒業生（高等学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の

律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下「旧盲学校等」という。)の高等部を含む。)を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。)のうち当該学校の校長(旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等になるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。)の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。)第八条第一項に規定する認定試験合格者(試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。)第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。)若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの(以下「認定試験合格者等」という。)

三 「略」

四 外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長(大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。)若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学若しくは外国

規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下「旧盲学校等」という。)の高等部を含む。)を卒業した者、高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又は専修学校の高等課程を卒業した者をいう。以下同じ。)のうち当該学校の校長(旧盲学校等にあつては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等になるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。)の推薦を受けたもの又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号。以下「試験規則」という。)第八条第一項に規定する認定試験合格者(試験規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号。以下「旧規程」という。)第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下単に「認定試験合格者」という。)若しくは新たに認定試験合格者となることが見込まれる者として機構の定める基準に該当するもの(以下「認定試験合格者等」という。)

三 「同上」

四 外国の大学院に入学したとき第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、次のイからニまでに掲げるもののうち当該学校の学長(大学院については、当該大学院を置く大学の学長。第三十五条第一項を除き、以下同じ。)若しくは校長の推薦を受けたもの又は外国の大学若しくは外国

の大学院の学生若しくは外国の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イゝハ 「略」

ニ 専修学校の専門課程若しくは専攻科の学生又は専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了した者

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 「略」

の大学院の学生若しくは外国の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した者のうち機構の定める基準に該当するもの

イゝハ 「同上」

ニ 専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたものの

六 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 中学校、高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、著しく修学に困難があると認められること。

三 「同上」

第二十二條 第二種學資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「略」

二 大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第二種學資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三 外国の大学に入学したとき第二種學資貸与金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
イ・ロ 「略」

ハ 専修学校の専門課程若しくは専攻科の学生又は専修学校の専門課程若しくは専攻科を修了した者

四・五 「略」

六 高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。次項第二号並びに次条第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

七 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行う

第二十二條 第二種學資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「同上」

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第二種學資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三 外国の大学に入学したとき第二種學資貸与金（その月額を独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「令」という。）第二条第一項及び第三項に規定する額とするものに限る。第五号において同じ。）の貸与を受けようとする者で、次のイからハまでに掲げるもののうち当該学校の校長若しくは学長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等
イ・ロ 「同上」

ハ 専修学校の専門課程の生徒又は専修学校の専門課程を修了した者

四・五 「同上」

六 高等専門学校（第四学年、第五学年及び専攻科に限る。次項第二号並びに次条第一項第四号及び第二項第二号において同じ。）、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

七 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行う

ものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三 「略」

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「略」

二 大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四 「略」

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程若

ものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、修学に困難があると認められること。

三 「同上」

第二十三条 第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

一 「同上」

二 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者で、高等学校等在学者若しくは高等学校等卒業者のうち当該学校の校長の推薦を受けたもの又は認定試験合格者等

三・四 「同上」

五 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程に

しくは専攻科に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六 「略」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは専攻科における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程若しくは専攻科において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三 「略」

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学

に在学する者で、当該学校の学長又は校長の推薦を受けたもの

六 「同上」

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 高等学校（旧盲学校等の高等部を含む。）、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学習成績（認定試験合格者等については、当該合格に係る成績）その他機構の定める資料に基づき、学力及び資質を総合的に判定する方法により、特に優れていると認められること。

二 高等専門学校、大学又は専修学校の専門課程において第一種学資貸与金に併せて第二種学資貸与金の貸与を受けようとする者については、その者の生計を維持する者の収入に関する資料に基づき、その収入の年額が、機構の定める収入基準額以下であるかどうかを判定する方法により、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認められること。

三 「同上」

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第三条第一項の確認（以下単に「確認」という。）を受けた大学

（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条第一項に規定する要件を満たす専攻科をいう。同項を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）を、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程及び適格専攻科（第三十八条第二項に規定する専攻科をいう。同項を除き、以下「適格専攻科」という。）に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二 「略」

三 確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該当しない者であって、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 「略」

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

(1) 「略」

(2) 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校

（学校教育法第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科（第三十八条に規定する要件を満たす専攻科をいう。同条を除き、以下「認定専攻科」という。）を含む。）を、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）したとき学資支給金の支給を受けようとする高等学校等在学者又は高等学校等卒業者（高等学校又は高等学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の末日から第二十三条の四第一項の規定による申請（次号において「認定申請」という。）の日までの期間が二年を経過していない者に限る。）であって、入学しようとする大学等における学修意欲を有する者として当該高等学校等の校長の推薦を受けたもの

二 「同上」

三 確認大学等に在学する学生又は生徒（以下「学生等」という。）のうち次のいずれにも該当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長の推薦を受けたもの

イ 「同上」

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

(1) 「同上」

(2) 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校

の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ・ホ 「略」

ヘ 学校教育法施行規則第五百十条第六号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト 学校教育法施行規則第五百十条第七号（同令第百八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ 「略」

2 「略」

一・二 「略」

三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

ハ・ホ 「同上」

ヘ 学校教育法施行規則第五百十条第六号又は同令第百八十三条第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

ト 学校教育法施行規則第五百十条第七号又は同令第百八十三条第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

チ 「同上」

2 「同上」

一・二 「同上」

三 前項第三号に掲げる選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2) 「略」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法に

イ GPA等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第二条第一項第三号ハに規定するGPA等をいう。以下同じ。）がその在学する確認大学等（前項第三号ロ(1)又は(2)に掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2) 「同上」

四 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。附則第三条を除き、以下同じ。）の状況について、次に掲げる支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当するかどうかを判定する方法に

より、極めて修学に困難があると認められること。

イ 「略」

ロ 五万三千三百円以上十五万四千六百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) 「略」

(2) 選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第四号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（(1)に掲げる者を除く。） 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ 「略」

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 「略」

二 第一項第三号ロ(2)に掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等

より、極めて修学に困難があると認められること。

イ 「同上」

ロ 五万三千三百円以上十五万四千六百円未満 次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1) 「同上」

(2) 選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（(1)に掲げる者を除く。） 選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ 「同上」

3 前項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に給付奨学生認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 「同上」

二 第一項第三号ロ(2)に掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4 「略」

(認定の申請等)

第二十三条の四 「略」

2・3 「略」

4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5・7 「略」

8 前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

(学資支給返還金の返還期限の猶予)

第三十二条の三 機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専門学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 「略」

4 「同上」

(認定の申請等)

第二十三条の四 「同上」

2・3 「同上」

4 機構は、選考の結果、第二十三条の二第一項第三号の選考対象者が給付奨学生認定を行うべき者であると認めるときは、給付奨学生認定を行うとともに、当該給付奨学生認定を受けた学生等（以下「給付奨学生」という。）に対し、その在学する確認大学等を経由して、その旨並びに支給額算定基準額の区分及び学資支給金の額を通知するものとする。

5・7 「同上」

8 前項の規定にかかわらず、機構は、給付奨学生候補者が学生等たるにふさわしくない行為があったと認めるときは、給付奨学生認定を行わないことができる。

(学資支給返還金の返還期限の猶予)

第三十二条の三 機構は、学資支給返還金要返還者が災害又は傷病により学資支給返還金を返還することが困難となったこと、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

(学資支給金の対象となる専攻科)

第三十八条 「同上」

2 令第八条の二第一項第一号の表備考に規定する専修学校の専攻科は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科とする。

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 「略」

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生にあつては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三 五 「略」

2 「略」

(令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数)

第四十一条の二 令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、短期大学の認定専攻科、高等専門学校認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、短期大学の認定専攻科、高等専門学校認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学

「項を加える。」

(国内に住所を有しない者等に係る支給額算定基準額の算定)

第四十条 令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 「同上」

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に学資支給金の支給を受けること（既に給付奨学生認定を受けている学生等にあつては、学資支給金の額を変更すること）が必要となった場合

三 五 「同上」

2 「同上」

(令第八条の三第一号の文部科学省令で定める月数)

第四十一条の二 令第八条の三第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 令第八条の三第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学

省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専修学校の専門課程に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専修学校の専門課程に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 「略」

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専修学校の専門課程（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三・四 「略」

五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学者

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

廃止	区分	学業成績の基準
		次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）

省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と学資支給金の支給を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から学資支給金の支給を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）

第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 「同上」

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三・四 「同上」

五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学者

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

廃止	区分	学業成績の基準
		次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）

	一 「略」 二 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。
「略」	三・四 「略」
「略」	「略」

備考
一

この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十八条の五において準用する同令第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、学生が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、その月数（一月未満の場合にあっては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一未満の端数が生じた場合にあつては、これを上に切り上げるものとする。）

	一 「同上」 二 修得した単位数（単位制に よらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。
「同上」	三・四 「同上」
「同上」	「同上」

備考
一

この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。

イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制に
よらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。

イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数（単位制に
よらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二條第一項、専門職短期大学設置基準第十九條第一項及び専修学校設置基準第二十八條の五において準用する同令第二十四条の規定により、学生が在学した期間について履修科目として登録することができ単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数 二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、学生の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。 三 「略」
	ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二條第一項、専門職短期大学設置基準第十九條第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、学生等が在学した期間について履修科目として登録することができ単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数 二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。 三 「同上」

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（在学期間の計算の特例等） 第二条 「略」 2 4 「略」 5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号） 第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。		（在学期間の計算の特例等） 第二条 「同上」 2 4 「同上」 5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号） 第四条に規定する夜間等学科又は同令第五条第一項に規定する通信制の学科に限る。）とする。	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期大学、高等専門学校及び専修学校の専攻科） 第一条 「略」 2 法第二条第二項の文部科学省令で定める専修学校の専攻科は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科（以下「適格専攻科」という。）とする。 （大学等の確認要件） 第二条 法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及	（短期大学及び高等専門学校の専攻科） 第一条 「同上」 「項を加える。」 （大学等の確認要件） 第二条 法第三条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及

び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程及び適格専攻科に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数が別表第一に定める基準数以上であること。

二 「略」

三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。

イ・ロ 「略」

ハ 学生の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「GPA等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにGPA等の分布状況を把握す

び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び法第四条第一項の規定による授業料等の減免の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第三号ハ、第十条第二項第二号イ及び別表第二を除き、以下同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二 「同上」

三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。

イ・ロ 「同上」

ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「GPA等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにGPA等の分布状況を把握す

ること。

ニ 「略」

四 次に掲げるものを公表すること。

イ・ロ 「略」

ニ 学校教育法施行規則第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあつては、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）

2
3
4 「略」

第三条 法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 「略」

二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ 「略」

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科、高等専門学校^イの認定専攻科及び専修学校の適格専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において

ること。

ニ 「同上」

四 次に掲げるものを公表すること。

イ・ロ 「同上」

ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあつては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）

2
3
4 「同上」

第三条 法第三条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 「同上」

二 次のイ又はロのいずれかに該当し、かつ、ハに該当すること。

イ・ロ 「同上」

ハ 直近三年度のいずれかにおいて、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校^イの認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」とい

「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生（併設通信教育に係る学生を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1)・(2) 「略」

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

2 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「略」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十
九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本
邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 「略」

ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は

う。）に係る収容定員を除く。以下この号、次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。次条第六項及び附則第三条第三項において同じ。）が次の(1)又は(2)に掲げる大学等の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合以上であること。

(1)・(2) 「同上」

（減免認定又は減免変更認定のための選考）

第九条 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者がそれぞれ次条第一項又は第六項に規定する選考により行うものとする。

2 減免認定又は減免変更認定は、当該減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行つてはならない。

一 「同上」

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十
九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本
邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの
イ 「同上」

ロ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は

特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 「略」

(2) 学校教育法施行規則第一百五十五条第五号から第六号まで又は同令第八十三条の規定により読み替えて適用する同令第一百五十六条第六号に該当する者

ハ 「略」

三〇五 「略」

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 「略」

二 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあつては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

イ 「略」

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学

特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 「同上」

(2) 学校教育法施行規則第一百五十五条第五号から第六号まで又は第百八十三条第二号に該当する者

ハ 「同上」

三〇五 「同上」

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生等（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 「同上」

二 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあつては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

イ 「同上」

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門

校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校^{（略）}の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校^{（略）}の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三〇五 「略」

六 学校教育法施行規則第五百十條第六号（第百八十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

七 学校教育法施行規則第五百十條第七号（第百八十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

八 「略」

九 同時に二以上の確認大学等に在学する学生^{（略）}にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校^{（略）}の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校^{（略）}の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三〇五 「同上」

六 学校教育法施行規則第五百十條第六号又は同令第百八十三條第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

七 学校教育法施行規則第五百十條第七号又は同令第百八十三條第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

八 「同上」

九 同時に二以上の確認大学等に在学する学生等^{（略）}にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

2 前項の選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 「略」

二 選考対象者のうち前号に該当しないものにあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ GPA等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2) 「略」

三・四 「略」

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各

一 「同上」

二 選考対象者のうち前号に該当しないものにあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れた者であると認められること。

イ GPA等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の(1)及び(2)（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、(2)に限る。）に該当すること。

(1)・(2) 「同上」

三・四 「同上」

3 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に減免認定を受けたことがあるものに係る特に優れた者であることに係る判定は、それぞれ当該各

号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一 「略」

二 第一項第二号ロに掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4 5 7 「略」

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二 法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生に係る次の各号（当該学生が減免変更認定を受けようとする場合にあつては、第一号）に掲げる事項とする。

一・二 「略」

2 法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等 学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二 前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学

号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が同表の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れた者であると認められることとする。

一 「同上」

二 第一項第二号ロに掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

4 5 7 「同上」

（減免認定又は減免変更認定に係る減免申請書記載事項等）

第十条の二 法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、減免認定又は減免変更認定を受けようとする学生等に係る次の各号（当該学生等が減免変更認定を受けようとする場合にあつては、第一号）に掲げる事項とする。

一・二 「同上」

2 法第五条第一項の文部科学省令で定める書類は、次の各号に掲げる学生等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 前条第二項第一号に該当する選考対象者である学生等 学業成績に関する書類及び確認大学等における学修の計画に関する書類

二 前条第二項第一号に該当しない選考対象者である学

3 生 確認大学等における学修の計画に関する書類
法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生が特に優れた者であることを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条 減免認定を受けようとする学生は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請

3 生等 確認大学等における学修の計画に関する書類
法第五条第一項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考を行う確認大学等の設置者が、機構選考結果等を活用することにより、学生等が特に優れた者であることとを確認できる場合とする。

（認定の申請等）

第十一条 減免認定を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書（法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。以下この条から第十一条の三までにおいて同じ。）及び法第五条第一項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）の書類（以下この条から第十一条の三までにおいてこれらを「減免申請書等」という。）を当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の設置者の定める日までに、減免申請書等を当該確認大学等の設置者に提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請

書等の提出があつたときは、当該減免申請書等を提出した学生に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5 8 「略」

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）」に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 「略」

書等の提出があつたときは、当該減免申請書等を提出した学生等に係る第十条第一項の選考を行うものとする。

4 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書等のほか、減免認定を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

5 8 「同上」

9 第一項及び第三項から前項までの規定は、減免変更認定を受けようとする授業料等減免対象者について準用する。この場合において、第一項、第三項及び第四項中「学生等」とあるのは「授業料等減免対象者」と、第一項中「当該確認大学等の設置者（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等の設置者）」に提出」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者に提出」と、第三項、第四項、第五項及び第七項中「確認大学等の設置者」とあるのは「当該減免認定又は当該減免変更認定を行った確認大学等の設置者」と、第三項及び第六項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第六項」と読み替えるものとする。

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 「同上」

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

三・四 「略」

2 「略」

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二 施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専修学校の専門課程に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専修学校の専門課程に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等）にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となつた場合

三・四 「同上」

2 「同上」

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二 施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四十八月から、専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める

者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 「略」

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専修学校の専門課程（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三・四 「略」

五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学者

別表第一 実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数の基準数（第二条関係）

区分	「略」	「略」	「略」	専修学校				
				専門課程の昼間学科				
基準数	「略」	「略」	「略」	修業年限一年	修業年限二年	修業年限三年	修業年限四年	修業年限五年
				四単位	七単位	十単位	十三単位	十六単位

者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 「同上」

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三・四 「同上」

五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学者

別表第一 実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数又は授業時数の基準数（第二条関係）

区分	「同上」	「同上」	「同上」	専門学校	
				昼間学科（次項に掲げるものを除く。）	単位制による昼間学科
基準数	「同上」	「同上」	「同上」	八〇単位時間	三単位に修業年限の年
				乗じた単位時間数	乗じた単位時間数

専門課程 の夜間等 学科及び 通信制の 学科	修業年限一年	修業年限二年	修業年限三年	修業年限四年	修業年限五年
四単位	四単位	六単位	七単位	九単位	四単位
適格専攻 科	修業年限二年	修業年限一年	修業年限二年	修業年限一年	修業年限二年
七単位	四単位	四単位	七単位	四単位	七単位

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなった場合を除く。）。 一 「略」 二 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。

単位制による夜間等学科及び通信制の学科					夜間等学科（次項に掲げるものを除く。）				
修業年限一年	修業年限二年	修業年限三年	修業年限四年	修業年限五年	修業年限一年以上	修業年限一年			
三単位	四単位	六単位	七単位	九単位	四五単位時間 に修業年限の年数を乗じた単位時間数	八〇単位時間	単位数	数を乗じた	

別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなった場合を除く。）。 一 「同上」 二 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の

	三・四「略」		備考
「略」	「略」		一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。 イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める <u>単位数</u> を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十八条の五の規定において準用する同令第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた <u>学生</u> にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、 <u>学生</u> が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場合にあっては、

	三・四「同上」	合計数が標準単位数の六割以下であること。	備考
「同上」	「同上」		一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。 イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める <u>単位数</u> （ <u>単位制</u> によらない <u>専門学校</u> にあっては、 <u>単位時間数</u> ）を修業年限の年数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十条の二、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条の二、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第二十七条、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第二十四条及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた <u>学生</u> にあっては、当該確認大学等が認めた期間）で除した数に、 <u>学生等</u> が在学した期間の年数（その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間（当該休学期間が一年未満の場

備考	その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一月未満の端数が生じた場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。） ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十八条の五の規定において準用する同令第二十四条の規定により、<u>学生</u>が在学した期間について履修科目として登録することができる単位数の上限として確認大学等が定めた数を合計した数 二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、<u>学生</u>の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。 三 「略」
	合にあつては、その月数（一月未満の場合にあつては、一月）を十二で除した数とする。）を控除する。）を乗じた数（一月未満の端数が生じた場合にあつては、これを一に切り上げるものとする。） ロ 大学設置基準第二十七条の二第一項、短期大学設置基準第十三条の二第一項、専門職大学設置基準第二十二条第一項、専門職短期大学設置基準第十九条第一項及び専修学校設置基準第二十四条の規定により、<u>学生等</u>が在学した期間について履修科目として登録することが定めた数を合計した数 二 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであつて、<u>学生等</u>の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。 三 「同上」
	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第 1 号

年 月 日

殿

〔設置者の名称〕

〔代表者の役職〕

〔代表者の氏名〕

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

□ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

□ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

□ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実に相違ありません。

□ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

□ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☐ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☐ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》
- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☐ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード		学校名	
設置者名			

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	円	円	円
申請2年度前の決算	円	円	円
申請3年度前の決算	円	円	円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	円	円	円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	人	人	%
前年度	人	人	%
前々年度	人	人	%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について

(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A)学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B)学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

(I. ②の補足資料)「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
		円
		円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1―②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1―①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	
学校名 (〇〇大学 等)	
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		人 () 人	人 () 人	人 () 人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	() 人	() 人	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	人	人	
区分外 (多子世帯)		人	人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				人 () 人
合計 (年間)				人 () 人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、適って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	後半期	人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期	
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
	年間	前半期	後半期	
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第2号の4―②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4―①を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
年							
学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
人	人	人	人	人	人	人	
(備考)							

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）
成績評価の基準・方法
（概要）
卒業・進級の認定基準
（概要）
学修支援等
（概要）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
人	人	%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
(備考)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	
学校名 (〇〇大学 等)	
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		人（ ）人	人（ ）人	人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	人	人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	人	人	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（ ）人
合計（年間）				人（ ）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	人
----	---

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	人	前半期	人 後半期 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	人
3月以上の停学	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	人
訓告	人
年間計	人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))		
		年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	人	人	人
GPA等が下位4分の1	人	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	人	人	人
計	人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（認定日本語教育機関認定基準の一部改正）

第九条 認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
備考 表中の「」の記載は注記である。	2 「略」 二・三 「略」 （日本語教育課程の目的及び目標） 第十六条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならぬ。 一 主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校（専門課程又は専攻科（同法第二百五条の二第一項に規定する専攻科をいう。）に限る。）（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。	2 「同上」 二・三 「同上」 （日本語教育課程の目的及び目標） 第十六条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならぬ。 一 主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。	

(文部科学省組織規則の一部改正)

第十条 文部科学省組織規則(平成十三年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
備考	表中の「」の記載は注記である。	4 〔略〕	(高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官) 第三十二条 〔略〕 2 〔略〕 3 高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一 〔略〕 二 生徒の奨学に関すること。 4 5 6 〔略〕
			(企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官) 第四十条 〔同上〕 2 〔同上〕 3 育英奨学専門官は、 <u>学生</u> の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 4 〔同上〕

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条による改正後の学校教育法施行規則第百五十五条第二項第四号、第百七十七項第四号、第百八十三条の二第一項及び第三項、第百八十三条の三、第百八十六条並びに第百八十六条の三の規定、第二条による改正後の専修学校設置基準第九条、第十条第二項、第十一条第三項及び第四項、第十二条第三項から第六項まで、第十三条第二項及び第三項、第十六条、第十七条、第十九条から第二十二條まで、第二十三条（第二項を除く。）から第二十五条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条並びに第三十八条の規定、第六条による改正後の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の二第二項第三号ロ及び別表の規定並びに第八条による改正後の大学等の修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第二号ロ、別表第一及び別表第二の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者については、なお従前の例による。

第三条 学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号

～ 第三百三十二条に規定する専修学校の専門課程を修了した者は、第一条による改正後の学校教育法施行規則第百八十六条の二の規定にかかわらず、学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法第百二十五条の二第二項の規定により専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者とみなす。

第四条 第八条による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第二条第一項第四号ニに規定する専門学校が行う学校教育法の一部を改正する法律による改正後の学校教育法第百三十二条の二第二項の規定による評価の結果の公表については、当分の間、専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者（当該専門学校の職員を除く。）による評価の結果の公表をもってこれに代えることができる。